

令和4年度「奈良県被災建築物応急危険度判定士養成講習会」 及び 判定士登録についてのご案内

CPD=3 単位取得

主 催／ 奈 良 県
運営事務局／（一社）奈良県建築士会

地震により被災した建築物の応急危険度判定は、わが国においては平成7年の阪神・淡路大震災においてはじめて実施され、その後も平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震など多くの地震に際して実施されており、震災後の二次災害防止及び被災住民の安全確保に大きな効果をあげております。

本県でも、震災時の応急危険度判定の実施に備えるため、平成8年度から判定士の養成・登録の維持に向けて取り組んでおり、本年度も登録に際して応急危険度判定の実施に必要な知識及び技術を習得していただくための講習会を開催いたします。震災時の被災建築物の応急危険度判定にご協力いただける建築士等の方については、この機会に是非受講され、「被災建築物応急危険度判定士」として県登録を受けていただきますようよろしくお願いいたします。

【判定士養成講習会について】

1. 受講資格

対象者は、奈良県内に在住又は在勤し、以下の(1)又は(2)の条件を満たしていること。

(1) 建築士法による一級・二級・木造建築士の免許を有する。

(2) 知事が(1)に掲げる者と同等の知識及び技能を有すると認めた者として①～③のいずれかに該当する。

① 建築基準適合判定資格者

② 建築に関する^a行政経験（建築指導・審査等業務、公共施設・公営住宅等の営繕業務）を有する国、地方公共団体の職員又は^b建築学科等を卒業した国、地方公共団体の職員

③ ②と同等の知識及び技能を有する者として市町村長の推薦する地方公共団体職員

※ 既に建築士資格試験に合格し、建築士登録申請中の方も受講可能です。

2. 受講料 無料

3. 日程等

日 時：令和5年1月12日（木）13:00～16:30（受付 12:30～）

場 所：奈良県文化会館 小ホール（奈良市登大路町6-2）

定 員：100名 ※定員になり次第受付終了

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により開催が困難な場合、当講習会を中止する場合等がありますのでご了承ください。

中止する場合は、奈良県建築安全推進課のホームページでお知らせを掲載します。また、受講申込を完了された方には別途ご連絡させていただきます。

4. 内容

- ・ 判定制度の概要及び登録について
- ・ 被災建築物応急危険度判定について1（総則編、木造編）
- ・ 被災建築物応急危険度判定について2（鉄骨造編）
- ・ 被災建築物応急危険度判定について3（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造編）
- ・ 判定士登録の受付

5. 申込について

期 限：令和5年1月5日（木）まで

方 法：別紙の受講申込書に必要事項をご記入の上、FAX又はメールにてお申込みください。（講習会開催2日前までに受講票が届かない場合、受講申込みが完了していない可能性がありますので、必ず奈良県建築士会までご連絡ください。）

6. 受講受付、申請書受付について

- ・ 受講受付がスムーズにできるよう、受講票をご持参ください。
- ・ 申請書受付時の書類確認を行いません。申請書や添付書類に漏れがないか、ご来場前にご確認いただき受講後にご提出願います。書類不備がありましたら、後日、郵送いただく場合がありますのでご了承ください。

【判定士登録について】

標記講習会受講者は、講習会終了後に登録申請いただくことで「奈良県被災建築物応急危険度判定士」として県に登録されます。（判定士登録は同日同会場にて手続きいたします。）

◆新規登録に必要な書類等

- ① 登録申請書（第2号様式）※1
- ② 建築士免許証の写し※2
- ③ 6ヵ月以内に撮影した写真（縦3cm×横2.4cm）2枚※3
- ④ 受講票（受講申込が完了しましたら、講習会2日前までにメール又はFAXでお送りします。）
- ⑤ その他
 - ・ 建築基準適合判定資格者登録証の写し（1. 受講資格の(2)の①に該当する方）
 - ・ 建築に関する行政経験を記載した経歴書及び職員証の写し（1. 受講資格の(2)の②aに該当する方）
 - ・ 卒業証書の写し及び職員証の写し（1. 受講資格の(2)の②bに該当する方）
 - ・ 市町村長の推薦書（1. 受講資格の(2)の③に該当する方）

◆更新登録に必要な書類等

- ① 登録更新申請書（第4号様式）
- ② 6ヵ月以内に撮影した写真（縦3cm×横2.4cm）2枚※3
- ③ 受講票（受講者に限る。受講申込が完了しましたら、講習会2日前までにメール又はFAXでお送りします。）
- ④ 登録内容に変更がある場合は、登録事項変更届（第5号様式）
 - ※1 事前に県HPより印刷可。（当日受付にて配布可。）
 - ※2 建築士登録申請中の方は、合格証又は申請受付書の写しをご持参ください。後日、免許証の写しを郵送してください。
 - ※3 無帽、正面、顔部分、無背景のカラー写真で、裏面には氏名及び撮影年月を記入してください。1枚は判定士登録申請書に糊付けし、残り1枚はクリップ等で留めておいてください。

更新登録予定の判定士の皆さまへ

平成29年度に登録をされた皆様につきましては、本講習会を受講していただくなくても更新手続きが可能ですが判定知識及び判定技術の維持のため、可能な限り受講していただくようお願い致します。講習会を受講希望される方は、お手持ちの「被災建築物応急危険度判定マニュアル」をご持参して受講していただきますようお願いいたします。（同日同会場にて更新手続きも承ります。）

受講にあたってのご注意

■■■■ 当日確認 ■■■■

- ・ 当日来場前に、必ず検温してください。37.5度以上の発熱がある場合、もしくは軽症であっても咳などの症状がある場合は来場をお断りしております。
- ・ 来場前に、受講票に検温結果を記載してください。

■■■■ 当日の注意事項 ■■■■

- ・ 受講時に気分が悪くなった方はスタッフにお申し出ください。
- ・ 必ずマスクを着用してください。
- ・ 入場前にアルコールで手指の消毒を行ってください。
- ・ 手洗い、咳エチケットの徹底をお願いします。
- ・ 会場内での飲食はご遠慮ください。
- ・ 会場内での大きな声での会話はお控えください。
- ・ 会場の換気を行いますので、会場内が予想以上に寒い可能性があります。暖かい格好でお越しください。
- ※ 会場に来られた場合でも、受検者に咳を繰り返すなどの体調不良が見られた場合等には、受講中止のお願いをさせていただきますことがあります。あらかじめご了承ください。
- ※ 上記のとおり、新型コロナウイルス感染症の疑いのある方等、講習会を受講できなかった場合も、再受講の実施は予定しておりません。

■■■■ その他 ■■■■

- ・ 場合により、保健所に個人情報を提供する場合があります。ご了承ください。

【お問い合わせ・受講申込書送付先】

一般社団法人 奈良県建築士会（〒630-8115 奈良市大宮町 2-5-7 奈良県建築士会館）
TEL：0742-30-3111 FAX：0742-33-4333 MAIL：info@nara-kenchikushikai.or.jp

一般社団法人 奈良県建築士会 御中

(FAX : 0742-33-4333)

年 月 日

「奈良県被災建築物応急危険度判定士養成講習会」の受講申込書

(ふりがな)			受 講 資 格	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 木造建築士 ・ その他（知事が認めた者） (該当するものに○)
氏 名				
登 録 内 容	新 規 ・ 更 新 (該当するものに○)	建築士会 会員	会 員 (支部名) ・ 会 員 外 (該当するものに○)	
勤 務 先 名			(所属部課名)	
勤 務 先 住 所	〒.....		TEL	FAX
自 宅 住 所	〒.....		TEL (自宅)	(携帯)
			FAX	
緊急連絡先	氏名 (続柄)		TEL	
メールアドレス	有 ・ 無 (該当するものに○)	(有の場合) (P C) (携帯)		
CPD 番号	有 ・ 無 (該当するものに○)	(有の場合) 番号		

※ 記入欄は漏れなく全てご記入ください。

※ 講習会開催2日前までに受講票が届かない場合、受講申込みが完了していない可能性がありますので、必ず奈良県建築士会（TEL 0742-30-3111）までご連絡ください。

【お問い合わせ・受講申込書送付先】

一般社団法人 奈良県建築士会（〒630-8115 奈良市大宮町 2-5-7 奈良県建築士会館）
TEL : 0742-30-3111 FAX : 0742-33-4333 MAIL : info@nara-kenchikushikai.or.jp